

三重県復興指針（仮称）中間案について

1 策定趣旨について

南海トラフ地震により想定される甚大な被害からの早期復興を図るため、「三重県復興方針（仮称）」及び「三重県復興計画（仮称）」を、震災後、速やかに策定できるよう、同方針や同計画への記載項目や内容等について整理を行い、「三重県復興指針（仮称）」を策定します。

なお、この策定については、「三重県地域防災計画-地震・津波対策編-（平成27年3月修正）」において明記しているとともに、「三重県新地震・津波対策行動計画」における行動項目としても、平成27年度末までに策定する旨を目標設定しているところです。

2 検討経過について

これまで、各部局に対する意見照会や協議調整など庁内検討のほか、東日本大震災の被災地等における状況調査や被災自治体担当者との意見交換の実施、学識経験者等で構成される専門部会での議論、市町への意見照会、被災自治体が発行した震災復興記録誌を通じての情報収集など策定作業を進め、このたび、現在の策定状況について、「中間案」としてとりまとめを行いました。

3 三重県復興指針（仮称）中間案について（資料2-2、別冊1）

第1章 三重県復興指針（仮称）がめざすもの

第1章では、「なぜ、事前に復興指針を策定しておかなければならないのか。」「復興指針がめざすものは何か。」など、復興指針の必要性や目的について、東日本大震災の発生から5年が経過する中での被災地の復興状況をふまえながら、述べています。

第2章 南海トラフ地震からの復興プロセスにおいて想定される事態

第2章では、震災に直面した際、「私たちの目の前にどのような惨状が広がるのか。」、復興プロセスにおいて、「どのような事態が想定されるのか。」などの事項について、三重県が平成26年3月に公表した「三重県地震被害想定調査」の結果や過去の震災復興の事例から整理しています。

第3章 「復興」の基本理念

第3章では、震災発生後の復興プロセスにおいて、「自らの健康や大切な人間関係を喪失しないためには、どうすればよいか。」「そのためには、どのような考え方のもとに復興事業を推進すべきか。」といった、忘れてはならない「『復興』の基本理念」について整理しています。

第4章 復興に向けて取り組むべき対策の全体像

第4章では、震災発生後、できるだけ早期に三重県復興計画（仮称）を策定して、いち早く復興事業に取りかかれるよう、第3章で掲げた「復興」の基本理念をふまえながら、「いつ何をすればよいのか。」など、市町の役割も含めた具体的な対策等について示しています。

第5章 地域コミュニティの再生に向けて

第5章では、「人間らしい生活を取り戻し、真の意味の復興（復幸）を成し遂げるにはどうすればよいか。」との問いに対する一つの答えとして、第4章に掲げた対策等を補完する形で、「復興」の基本理念に直接的に関わる取組について述べています。

参考資料

東日本大震災をはじめとする過去の震災復興において、被災自治体が発行した記録誌、国がまとめた報告書など、復興関連資料を収集し、リストアップの上、巻末に、参考資料として掲載していきます。

4 今後の進め方について

今後、引き続き、関係部局との調整、過去の震災復興における取組事例の収集を進めるほか、平成28年1月に予定している専門部会の開催、市町に対する意見照会の実施、被災地派遣を経験した職員との意見交換等にも努めていきます。

さらに、表やグラフの挿入など誌面のさらなる充実も図っていくなど、平成28年3月の公表をめざし、策定作業を進めていきます。